

## 議案第2号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月12日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の追加等を内容とする子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）等が令和8年4月1日に施行されることにより、富津市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

専決処分書

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をする。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭市

## 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7条の3の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額）

第7条の4 第2条第5項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1,700円とする。

（子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額）

第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、国保課税18歳以上被保

除者（国保課税被保険者のうち、18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）1人について100円とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,190円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国保課税18歳以上被保険者1人について70円

第11条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について850円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国保課税18歳以上被保険者1人について50円

第11条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について340円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 国保課税18歳以上被保険者1人について20円

第11条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第11条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第11条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第14条の2第1項中「国民健康保険税について、」の次に「必要と認められるものに対し」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「及び第5条の3」を「、第5条の3及び第7条の4」に、「及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額」を「、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び子ども・子育て支援納付金課

税額に係る所得割額」に改め、同項第1号中「ア及びイ」を「アからエまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の6に規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

第14条の2第2項第2号中「ア及びイ」を「アからエまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の5に規定する国保課税被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号エに規定する国保課税被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額に係る被保険者均等割額 第7条の6に規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額に2分の1を乗じて得た額から第11条第1項第3号オに規定する国保課税18歳以上被保険者1人について定める額を控除して得た額に当該世帯に属する旧被扶養者の人数を乗じて得た額

第14条の2に次の1項を加える。

5 第2項各号に定める額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免する。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。